

第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(R9～R12)(中間案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

○趣旨

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画であり、現行の第5次推進計画(R5～R8)の取組と課題をふまえ、第6次推進計画(R9～R12)を策定します。

○UDをとりまく三重県の状況

・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会

○UDをとりまく環境の変化

・DXの進展、「地域共生社会」・「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
・障がい者差別の解消に向けた取組の進行

取組の方向性

- 県民のお互いをおもいやる行動につながるよう、**当事者参画**による効果的な意識づくりに取り組む
- 当事者参画**による多様なニーズをふまえた施設整備や、より身近な施設の整備に向けた取組を進める
- さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、だれもがわかりやすい情報や利用しやすいサービスの提供の促進に向け取り組む

第3章 第6次推進計画の取組

計画の目標 (めざす姿)

みんなでつくるみんなが暮らしやすい三重

～みんなが自分で考え行動できるように～

ハートの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- 「UDアドバイザー」養成に向けた養成講座開催の支援、受講修了者の認定
- 障がい者が講師を担う学校出前授業等の展開による「障がいの社会モデル」の理解促進** **新規**
- おもいやり駐車場の「車いす優先区画」(試行中)の段階的な拡充 **拡充**

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 鉄道駅のバリアフリー化の支援
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバス等の導入)の支援
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
- 基本構想・マスタープランの策定促進に向けた、市町への周知・意識啓発、策定支援に関する情報提供等** **新規**
- 一定の公共建築物(不特定多数の者または主として障がい者・高齢者等が利用する 2,000 m²以上のもの)の工事において、障がい者等の施設利用者の意見を聴くための仕組みづくり** **新規**
- 小規模駅(利用者数 3,000 人未満/日)におけるバリアの改善(トイレの洋式化等)に向けた支援** **拡充**

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」の周知・活用促進による、わかりやすい情報発信や参加しやすいイベント実施の推進
- SNS等を活用したUDに関する情報提供
- 具体的な対応例を用いた普及啓発による、外見から分かりづらい要配慮者への支援の促進** **新規**
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発
- 「みえ防災ナビ」の多言語による情報発信や、見えない・見えづらい人のための「耳で聴くハザードマップ」のサービス提供等、さまざまな人に配慮された災害時対応

第2章 第5次推進計画における取組の検証

取組

課題

意識づくり
(ハート)

- 学校出前授業の実施
- 「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発
- UDの認識を深める学習活動の促進
- 障がい者スポーツの推進
- 認知症の人・家族の支援につなげる仕組みの構築

○困っている人を見かけても行動をためらう傾向や、おもいやり駐車場の配慮に欠ける利用等が見られるため、県民のおもいやりのある行動に結びつくような取組が求められます。

まちづくり
(ハード)

- 幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機の整備
- 鉄道駅のバリアフリー化(段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入等)の支援
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバス等の導入)の支援
- UDに配慮された公共施設や商業施設の整備の推進

○障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、多様なニーズをふまえた施設整備が望まれるとともに、より身近な施設の整備が求められています。

製品の提供・情報サービス

- 「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報発信の促進
- 「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施の促進

○さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、だれもがわかりやすい情報や利用しやすいサービスの提供の促進に向け取り組む必要があります。

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会、庁内会議等

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者、社協、市町教育委員会・学校等

IV・V 計画の進捗管理と見直し